相馬市男女共同参画プラン

## そうま男女共生プラン21令和 4 年度～令和 8 年度

相馬市

## は じ めに

本市に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から11年目を迎えまし た。

この間，令和元年台風及び大雨による水害，昨年2月に発生した福島県沖地震 による建物被害，世界的な新型コロナウイルスによる感染症拡大，さらに本年3月 16 日には，震度 6 強の福島県沖地震が相馬市を襲いました。度重なる災害は市民生活に多大な影響を与えており，本市ではこの難局を乗り越えるため，市民 の皆さまに寄り添うとともに，避難所運営をはじめとした様々な施策で男女共同参画の視点を取り入れ対応してまいりました。

国の男女共同参画の動きは，令和 2 年 12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を閣議決定し，公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な社会，尊厳を持って個人が生きることのできる社会，男女が共 に充実した社会生活や家庭生活を送ることができる社会，国際社会と協調する社会を目指しています。

相馬市では，相馬市総合計画「相馬市マスタープラン 2017」第4節男女共同参画社会づくりの推進の基本方針において，「男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い，性別にかかわりなく，その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の構築へ向けて，各種啓発行事の開催，情報発信により高揚を図り，政策形成等の際に可能な限り女性の意見を反映させるよう定めております。

昨年1月に実施した市民意識調査では，男女が共に参画する社会への緩やか な意識変化がみられる一方で，男女とも家庭生活に固定的な性別役割意識が見受けられています。

今後も「女（ひと）と男（ひと）がともに生きる豊かな社会を目指して」をテ ーマに「そうま男女共生プラン21」を改定し，男女がともに個性と能力を最大限に生かすよう本プランを推進していく所存ですので，市民の皆さまのご理解 とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
結びに今回のプラン策定にあたり，貴重なご意見賜りました推進会議委員を はじめ，関係されました皆様方に厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 4 月
相馬市長 立 谷 秀 清

## 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨 ..... P3
2 基本理念 ..... P3
3 基本目標 ..... P4
4 計画の位置づけ ..... P4
5 計画期間 ..... P4
第2章 計画の体系
体系表 ..... P6
第3章 計画の内容
基本目標 I 男女共同参画の推進 ..... P8
基本目標 II 意思決定過程への男女共同参画の促進 ..... P13
基本目標 III 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ..... P18
基本目標IV 人権が擁護され，健やかにすごせる社会づくり ..... P26
基本目標 V 防災•災害復興における男女共同参画の推進 ..... P33

## 第4章 計画の推進

計画の推進体制P35
資 料 編
相馬市男女共同参画プラン推進会議設置要綱 ..... P37
相馬市男女共同参画プラン推進庁内連絡会議設置要綱 ..... P38
男女共同参画社会基本法 ..... P40
男女共同参画プラン政策の取り組み ..... P44
市民の男女共同参画意識調査（R2）抜粋 ..... P50
相馬市男女共同参画プラン推進会議委員名簿 ..... P57

## 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画改定の趣旨

国や県においては，1975年（昭和50年）の国際婦人年を契機に，男女共同参画社会に向け，法律の制定や「男女共同参画基本計画」の策定等の環境整備のための取り組みを進めて きました。

本市においては，2 0 0 2 年（平成 1 4 年）に「個の尊重」「男女平等意識の確立」を基本理念とする「そうま男女共生プラン21」を策定しました。男女共同参画社会実現のため，広 く市民から意見を徴してプラン遂行に資するため，2003年（平成15年）に「相馬市男女共同参画プラン推進会議」を設置し，さらに，市役所内の各課の朹を超え総合的に計画を推進 するため，「相馬市男女共同参画プラン推進庁内連絡会議」を設置し，さまざまな取組みを行 ってきました。

しかし，いまだ社会のあらゆる場面において男女間に格差や性別による役割分担などが根強く残っており，本市も例外ではありません。男女共同参画社会の実現には，なお一層の努力 が必要となっております。

本プランは，平成14年に策定された当初のプランの成果や基本理念，基本目標を継承し つつ改訂を重ねてきました。平成29年4月に改訂した「そうま男女共生プラン21」以後に整備された関係法令や市の関係計画との整合性を図り，新たな問題や社会情勢の変化への対応等を含め，相馬市男女共同参画プランとして策定するものです。

## 2 基本理念

相馬市は，国や県の趣旨に沿って，次の 2 つを基本理念とする計画を策定し，相馬市の女性 も男性も，性別による差別的取扱いを受けることなく，一人の人間として尊重され，人権が尊重される活力ある社会づくりを推進します。

## ～女と男ともに生きる豊かな社会を目指して～ <br> 「個の尊重」

社会的•文化的につられたく女らしさ」やに男らしむ」にとらわれず，「自分らしく」生きられるような，－人ひとりの個性と能力が発揮できる社会 を目指します。

## 「男女平等意識の確立」

女性と男性が対等な関係として，社会のあらゆる分野に参画し，責任を分 かち合い，ともに生きることに喜びを見出せるように，男女平等の人権尊重の意識つくりに努めます。

## 3 基本目標

基本理念に掲げる社会を実現するため，次の5つを計画の基本目標とします。

# I 男女共同参画の推進 <br> II 意思決定過程への男女共同参画の促進 <br> III 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 <br> N 人権が擁護され，健やかにすごせる社会づくり <br> V 防災•災害復興における男女共同参画の推進 

## 4 計画の位置づけ

この計画は，「男女共同参画社会基本法」の趣旨に沿って作成された国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえて，本市の計画の中心とな る「相馬市マスタープラン2017」を基本として策定しました。

今後の男女共同参画社会の実現に向けた本市の課題を明らかにし，男女ともに人権が尊重 される活力あるまちづくりを推進するために必要な施策の方向を示したものです。

## 5 計画期間

この計画の期間は，令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年とします。
ただし，市の実情や社会情勢の変化等に適切に対応するため，必要に応じて見直しを行います。

## 男女共同参画社会とは

1990 年代から日本政府が採用した男女平等社会の理念。男女共同参画社会基本法に おいて「男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野におけ る活動に参画する機会が確保され，男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益 を享受することができ，かつ，ともに責任をになうべき社会」と定義されている。

## 性別役割分担とは

役割（社会的地位に付随した行動様式）が性別に区分され，それぞれが性別に基づいて割 り振られる状態。性別役割分業と同義で使われることも多い。近代資本制社会が生み出し た「男性は生産労働，女性は再生産労働」という性分業が，個別企業内労働組織における「男 は仕事，女は家庭」という性別役割分担を伴って進行し，維持されてきたこと。

第2章 計画の体系

## 施策の方向



## 基本的施策

（1）啓発活動の推進
（2）情報の収集•提供の充実
（1）学校における男女共同参画教育の推進
（2）家庭生活や地域活動における男女共同参画学習の推進
（1）市の委員会，審議会等への女性委員登用の推進
（2）市政への関心を高めるための学習の推進
（1）女性団体の育成と支援
（2）働く女性の職業意識•能力の向上
（1）就労環境の整備と促進
（2）育児•介護休暇の普及と啓発を推進
（3）男性の家庭生活への参画を促進
（1）子育て支援の充実
（2）地域での子育て支援の促進
（1）介護支援の充実
（1）男女間の暴力根絶のための相談•支援推進
（1）健康づくりの普及，啓発の推進
（1）防災分野における女性の参画の推進
（2）災害復興における男女共同参画の推進

## 第3章 計画の内容

## 男女共同参画の推進

長い間培われてきた社会制度や慣習には，固定的な性別役割分担を前提としたものが多 く残されており，多くは，人々の意識に深く根差しています。固定的な性別役割分担意識 が温存されている地域社会の問題を把握し，男女ともにその能力を発揮できるよう男女共同参画意識の一層の普及が必要です。

男女がともに参画する社会，つまり，一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた男女平等•人権尊重の意識づくりのためには，学校や家庭生活，そして地域社会において，従来の意識を変革するためのさまざまな取組みが必要です。

## 施策の方向 1．男女共同参画の意識づくり

市民意識調査では，女性及び男性の生き方として望ましいと思うことについては，男女と も「家庭生活や地域活動，仕事を同じように両立させる」と回答した割合が高くなっていま す。しかし，女性の生き方として次いで多いのが男女とも「仕事にも携わるが，家庭生活や地域活動を優先させる」，男性の生き方としては男女とも「家庭生活や地域活動にも携わるが， あくまで仕事を優先させる」の割合が高く，固定的な性別役割分担意識があることが伺えま す。

男女がともにお互いの人権を尊重し心豊かな生きがいのある社会を実現するために，すべ ての人が男女共同参画について理解し，意識を深められるよう啓発活動や学習の推進に努め ていきます。


## 基本的施策（1）男女共同参画を理解するための啓発活動の推進

| 異体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :--- | :--- | :--- |
| （1）男女共同参画の意識づくりのた <br> めの啓発を行います。 | •男女共同参画プラン推進会議が <br> 主催して講座を開催するなどし， <br> 啓発に努めます。 | 生涯学習課 |
| （2）差別や権利侵害をなくすための <br> 啓発を行います。 | •男女共同参画プラン推進会議な <br> どの主催する講座を開催するなど <br> し，啓発に努めます。 | 生涯学習課 |
|  | •DV 防止などの広報活動を行い <br> ます。 | 相馬愛育園 |

## 基本的施策 <br> （2）男女共同参画を理解するための情報の収集•提供の充実

| 具体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :---: | :---: | :---: |
| ①市民に対し，国や県，市の政策の周知や法識字＊の啓発を推進しま す。 | －区長会の開催や広報紙の配布に加え，各社 SNSを通じて啓発に努 めます。 | 総務課 <br> 全庁 |
| （2）女性の権利に関連する法律や男女共同参画を理解しやすい形で広報するなど，周知に努めます。 | －女性の権利や男女共同参画につ いての法律などを理解しやすい形 で広報するなど，周知に努めます。 | 生涯学習課 |
| （3）ジェンダー＊の視点でメディア の内容を主体的に読み解く能力を高めるための啓発を推進します。 | －男女共同参画プラン推進会議，県男女共生センター等の主催する講座を開催します。 | 生涯学習課 |
|  | －図書館内での男女共同参画や LGBT 等に関する図書の展示を行 い，情報発信に努めます。 | 図書館 |
| （4）広報紙，ホームページ等による広報活動の充実 | －市が発行する広報紙やホームペ ージ等の表現は，市民の意識に影響を与えることを認識し，男女共同参画の視点に立った情報発信に努めます。 | 全庁 |

※法識字（リーガル・リテラシー）
法律や関連制度について正しく知識を得ることが でき，それを使いこなすことができる能力のこと。
※ジェンダー
女らしさ，男らしさといった社会的，文化的につくられた性差のこと。生物学的な性，性的魅力に対して文化的，社会的につくられた男女の性の違いをいう。

## 施策の方向 2．男女共同参画社会を目指した教育，学習の推進

男女がともにお互いの人権を尊重し心豊かな生きがいのある社会を実現するために，すべ ての人が男女共同参画について理解し，意識を深められるよう学習を推進することが大切で す。市民意識調査では，人権や男女平等意識を育成させるために必要な教育については，「進路指導や職業教育について，男女問わず，生徒個人の希望と能力を重視する」が最も高い割合 となっています。

学校教育は，子どもの人格形成において基礎となる部分で，意識づくりにおいて大きな影響を与えると考えられます。その中で，性別にとらわれずに個性を伸ばしていくことができ るような教育の推進に努めます。

## 基本的施策（1）学校における男女共同参画教育の推進

| 具体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :---: | :---: | :---: |
| ① ジェンダー＊にとらわれない男女平等教育を推進します。 | －小学校の家庭科や中学校の技術•家庭科において男女共修を実施 し，男女が協力して社会を築くこ とを学ばせます。 | 学校教育課 |
| （2）道徳•特別活動などを通して，人 <br> 権尊重•男女平等の精神を養いま す。 | －「男女平等」「異性への理解」「相手の人格の尊重」等は，小•中学校 とも道徳教育及び特別活動の中で学ばせます。 | 学校教育課 |
| （3）道徳•特別活動と体育科や保健体育科と関連を図り，学校教育全体を通じて人権教育•性教育を推進します。 | －体育科や保健体育科の中で具体的な事例を取り上げて学ばせると ともに，学級担任•養護教諭を中心 に全教職員で指導を行います。 | 学校教育課 |
| （4）学校における多様な性への理解促進 | －教職員を対象とした多様な性へ の理解促進のための研修等を実施 します。 <br> －多様な性について理解を深める ための学習を展開します。 | 学校教育課 |


| 具体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）男女共同参画の視点に立って家庭教育が行われるよう啓発と支援 に努めます。 | －市民の理解と関心を高めるため，講座やワークショップを開催し学習機会の提供に努めます。 | 生涯学習課 |
| （2）地域における各種行事に対する男女共同参画の学習と支援に努め ます。 | －行事の開催に合わせて学習支援 を行います。 | 生涯学習課 |
| （3）乳幼児期の子を持つ子育て家庭 のための情報ネットワークづくり を推進していきます。 | －親子教室等の子育て支援を行い ます。 | 社会福祉課 |
|  | －はぐくみ教室OB会を開催しま す。 | 保健センター |
|  | －子育て教室や子ども向けイベン トを開催します。 | 相馬愛育園 |
| （4）市民と行政との間において相互理解と連携による新たな関係づく りを推進します。 | －男女共同参画の視点に立って，設立予定のNPOに対し，設立に必要な情報を提供します。 | 企画政策課 |
| （5）ボランティア団体，NPO 等の民間活動団体の実態把握に努めま す。 | －男女共同参画の視点に立って，福島県のNPO設立情報と連携し，各種団体の設立状況等を把握しま す。 | 企画政策課 |


| 具体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :---: | :---: | :---: |
| （6）ボランティア団体，NPO 等の民間活動団体が自主的，自立的な活動を行えるよう支援します。 | －男女共同参画の視点に立って，N PO団体の県補助事業（サポート事業）活用を支援します。 | 企画政策課 |
|  | －男女共同参画の活動支援として，市民活動における生涯学習会館の会議室，印刷機等の使用を無料と します。 | 生涯学習課 |
| （7）ボランティア団体，NPO 等の民間活動団体の関係情報の提供や啓発に努めます。 | －男女共同参画の視点に立って，関係機関への県の補助事業の情報提供を行います。 | 企画政策課 |



## 意思決定過程への男女共同参画の促進

1990年（平成2年），国連では5年前に採択された「婦人の地位向上のためのナイロ ビ将来戦略」勧告をうけ，「指導的地位につく女性の割合を1995年（平成7年）までに 30\％にする」という国際的目標を掲げました。

我が国においては，国の審議会等における女性委員の割合を2025年（令和7年）ま でに40\％以上60\％以下に，また，福島県でも2030年（令和12年）までにいずれ の性も40 \％を下回らないことを目標としています。

当市においては，2021年（令和3年）の附属機関•委員会等における女性委員の割合は18．5 \％となっており，依然低い数値となっています。

この現状を踏まえ，政策方針決定過程の場へ女性の参画を促進するためには，選任方法 などの多様化や見直しが考えられます。また，当市における各種女性団体との連携強化， さらに女性自らが社会を支えるための一員としての自覚をもち，自らの能力を高めていく ことが必要です。
－県内 13 市の附属機関•委員会における女性委員の参画状況

（令和2年4月1日現在）
資料：福島県「市町村における男女共同参画デー夕集（令和 2 年度版）」

## 施策の方向 1．政策，方針決定過程への男女共同参画の推進

本市の審議会等における女性の割合は，令和 2 年より $20 \%$ を超えるようになりましたが目標値 $40 \%$ にはほど遠く，更なる女性の参画が求められています。政治や行政機関などで決定される政策•方針は，地域で生活する人々に強く影響を及ぼすことから，その方針の決定過程には男女ともに参画することが望まれます。そのためには，高い意識を持って行動し，責任 を担うことができる女性人材の育成が重要であり，固定的な性別役割分担意識や慣行にとら われない社会意識の形成も進めなければなりません。

市政への積極的な参画を促すために，学習機会の提供や啓発•情報の提供に努め，積極的な参加を促すための意識づくりを進めます。

## －審議会等における女性委員の割合



資料：相馬市生涯学習部生涯学習課調べ

## 基本的施策（1）市の委員会，審議会等への女性委員登用の推進

| 審議会等への女性の参画促進ついて | 現況数値 <br> （RO3） | 目標数値 <br> （RO8） |
| :--- | :---: | :---: |
| 女性委員の割合 | $24.4 \%$ | $40 \%$ |
| 女性委員が参画していない審議会等の数 | 7団体 | O 団体 |

※令和3年4月1日現在

| 具体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）市の委員会，各種審議会等委員 における女性の登用を進めます。 <br> （数値目標40\％） | －市の委員会，各種審議会等委員に おける女性の登用を進めます。 | 全庁 |
| （2）市の委員会，各種審議会等委員 における女性の登用率を定期的に調查し，登用率を把握します。 | －各種委員会の女性登用率を定期的に調查し，女性の登用率を把握 します。 | 生涯学習課 |
| （3）行政機関や学校における女性瞕員の職域拡大，能力発揮，管理職へ の積極的登用の取り組みを推進し ます。 | －女性職員の状況や意欲，能力に応 じ，係長以上への積極的な登用を行います。 | 総務課 |
|  | －能力による適材適所を進めると共に，教職員の資質向上のため研修を積極的に行います。 | 学校教育課 |
| ④市職員に対し「男女共同参画」に関する知識や理解を深める機会の提供に努めます。 | －市施策や職場内において「男女共同参画」を推進させるため，市職員 に対する研修や啓発を行います。 | 総務課 <br> 生涯学習課 |
| （5）各種団体等へ意思決定過程にお ける女性の参画を促すよう啓発し ます。 | －各種委員会の委員任命に際し，女性の登用について働きかけを行い ます。 | 全庁 |

## 基本的施策（2）市政への関心を高めるための学習の推進

| 具体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :--- | :--- | :--- |
| （1）市政への関心を高めるため，市 <br> 政に関する情報を積極的に発信し <br> ます。 | •広報紙，ホームページ，まちづく <br> り出前講座などで情報を提供しま <br> す。 | 全庁 |
| （2女性の意見を反映させる機会の <br> 拡大を図ります。 | •各種委員会の委員任命に際し，女 <br> 性の登用に努めます。 |  |

## 施策の方向 2．地域•職場•団体等における男女共同参画の促進

市民意識調査では，リーダー・管理職になりたくないと答えた割合は，女性が 33．2\％，男性が $18.0 \%$ ，なりたくない理由として最も多いのが，女性では「能力やスキルが十分でない」 で $45.1 \%$ ，男性では「人間関係で苦労したくない」が39．7\％となっています。女性の能力 やスキルを向上させる支援や情報の提供を行い，責任を果たせる女性人材を積極的に育成し ていくことが必要です。
働く場における女性の活躍を一層促進するために，平成 27 年に女性活躍推進法が成立し ました。本市においても，地域•職場•団体等，あらゆるコミュニティにおいて，方針の決定過程に男女が等しく参画できるよう，参画方法や制度の見直しなどを進めるとともに，女性自身も主体的に社会の様々な分野に参画できるような学習の機会を提供していきます。

## 基本的施策（1）女性団体の育成と支援

| 累体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :--- | :--- | :--- |
| （1）各種女性団体の育成と支援を推 <br> 進します。 | •女性団体連絡会へ補助金を交付 <br> 乙，活動を支援します。 | 生涯学習課 |
| （2）各種女性団体に対して，学習機 <br> 会の提供に努めます。 | •女性団体連絡会等へ，県男女共生 <br> センター等の主催する講座などを <br> 案内します。 | 生涯学習課 |
| （3）各地区公民館において女性を対 <br> 象とした教室を開催します。 | •各地区公民館において女性団体 <br> を支援し，団体の育成や仲間づく <br> りに繋がる教室を開催します。 | 中公民館 |


| 具体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）市内の事業所に対し，就労環境実態把握のための調査を実施 します。 | －「市内事業所実態調査」を実施し ます。 | 商工観光課 |
| （2）市内の事業所に対し，労働基準法や男女雇用機会均等法等，また，労働者の権利等について普及，啓発を図ります。 | －市広報誌やポスター掲示などに より制度の普及，啓発を実施しま す。 | 商工観光課 |
| （3）関係機関と連携し，情報の提供 や制度等の普及，啓発を図ります。 | －県男女共生センター等が行う研修会等の情報を提供します。 | 商工観光課 |



## 基本目標 III

## 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

21世紀に入り，女性の職場進出と職域の拡大は大きく進展しています。そして，女性 の就労環境に関する制度上の条件についても，男女雇用機会均等法や，育児，介護休業制度等の施行により着実に整備されてきています。しかし，雇用就労条件等については，ま だ男女の格差がみられ，出産，育児等を終えた女性の再雇用制度を実施している企業は非常に少ないのが現状です。急速に進む高齢化にともなう介護離職の対応も図らなくてはな りません。
真に豊かな男女共同参画社会を形成するためには，女性に対する雇用環境の整備はもち ろんのこと，賃金や待遇面で男女の格差がない就労環境の整備等，女性が能力を発揮して働きやすい環境づくりに向けた取り組みを積極的に進めなければなりません。最近では新型コロナウイルス感染症の感染拡大による景気悪化を背景に，解雇や雇い止めなどが増加 しており，特に非正規で働く人の貧困の問題がますます深刻化しています。

さらに，男性も女性も家庭と仕事の両立を図るため，お互いに理解協力し合い従来の意識を変えていく必要があります。
－男女別年齢別労働力率（平成 29 年•福島県）


資料：福島県「平成27年度国勢調査就業状態等基本集計結果」
注：労働力率とは，15歳以上の人口に占める，実際に働いている，もしくは求職中の人の割合を表します。
男性の労働力率は，25歳から59歳まで各年齢階級で 90\％以上と高くなっています。一方，女性 は，25～29歳と 45～49歳を頂点とし，30～34歳を谷とするM字カーブとなっていますが男女雇用機会均等法が施行された直前の昭和 60 年からみるとM字カーブの底が上昇しています。
－総人口及び年齢 3 区分別の推移（相馬市）


出典：国勢調査より作成
※人口の年齢3区分 $\Rightarrow$ 年少人口 $\cdots$ O～14 歳，生産年齢人口 $\cdots 15 \sim 64$ 歳，老年人口 $\cdots 65$ 歳以上

|  | 昭和55（1980）年 | 平成27（2015）年 | 増減数 | 増減率 |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 年少人 $\square$ | 8,871 人 | 4,893 人 | $\mathbf{\Delta 3 , 9 7 8 人 ~}$ | $\mathbf{\Delta 4 4 . 8 \%}$ |
| 生産年齢人 $\square$ | 25,109 人 | 22,428 人 | $\mathbf{\Delta 2 , 6 8 1 人}$ | $\mathbf{\Delta 1 0 . 6 \%}$ |
| 老年人 $\square$ | 4,352 人 | 10,736 人 | 6,024 人 | $138.4 \%$ |
| 総人 $\square$ | 38,332 人 | 38,556 人 | 224 人 | $\mathbf{\Delta 0 . 5 \%}$ |

－昭和 55 （1980）年から平成 27（2015）年までの年齢3区分別の人口推移を見ると，総人口は微減に留まっているものの，年少人口及び生産年齢人口は減少傾向で推移してお り，特に年少人口の減少傾向が顕著に見てとれます。
－一方で老年人口は増加基調で推移し，平成 7（1995）年には年少人口を逆転。本市に おいても急速に高齢化が進んでいることが分かります。

資料：相馬市「相馬市人口ビジョン」

## 施策の方向 1．男女がともに仕事と家庭をになうことができる環境づくりの促進

市民意識調査では，女性が活躍するために必要なこととして「育児•介護等との両立につい て職場の支援制度が整っていること」が $53.4 \%$ と最も高い割合となっています。

男女がともに家庭生活と職業生活を両立し，地域に参画していくためには，男性の職場中心の意識・ライフスタイルの見直しはもとより，雇用者側の意識の啓発と理解も不可欠です。

また，男女がともに，仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を取りながら，社会的に活躍できる環境づくりを推進します。

事業所においては，男女雇用機会均等法や育児•介護休業法など，様々な法整備がなされ就労環境の整備が進められているところです。

また，家庭生活においては，家族が互いに尊重し，協力し合い，男女がともに家族的責任＊ をになうことができる環境を整備していくことが重要です。男性においては生活上の自立や家庭生活，地域への参画などを支援します。
※家族的責任
LLO156 号条約（家庭的責任条約）に規定されており，家族的責任は男女がともにになう ことを基本的な考え方としている。子どもへの責任だけではなく，介護や近親者への援助の責任なども含んでいる。

## 基本的施策（1）就労環境の整備と促進

| 具体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）市内の事業所に対し，就労環境実態把握のための調査を実施しま す。 | －「市内事業所実態調査」を実施し ます。 | 商工観光課 |
| （2）市内の事業所に対し，労働基準法や男女雇用機会均等法等，また，労働者の権利等について普及，啓発を図ります。 | －市広報紙やポスター掲示などに より制度の普及，啓発を推進しま す。 | 商工観光課 |
| ③起業者に対して，関係機関と連携し情報提供を行います。 | －起業者に対して，情報を提供しま す。 | 商工観光課 |
| （4）関係機関と連携し，相談窓口の整備を促進します。 | －国などが設置している相談公口等を，ポスターやチラシを活用し，広報するとともに，連携して労働相談を実施します。 | 商工観光課 |


| 貝体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :--- | :---: | :---: |
| （5）市内の中小企業で働く方の福祉 <br> の向上と事業所の発展を図りま相市勤労者互助会を組織し，福 <br> す。商工観光課 <br> す。利厚生事業を行います。 |  |  |

## 基本的施策（2）育児•介護休暇の普及と啓発を推進

| 具体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）市内の事業所に対し，育児，介護休業制度の普及と啓発を推進しま す。 | －市広報紙やポスター掲示などに より制度の普及，啓発を推進しま す。 | 商工観光課 |
| （2）広報紙等により適用法令，制度等の周知と普及，啓発を図ります。 | －市広報紙やポスター掲示などに より制度の普及，啓発を推進しま す。 | 商工観光課 |
| （3）家事，育児，介護等との両立が可能な勤務環境の整備に努めます。 | －相馬市職員特定事業主行動計画 に基づき，職員が育児•介護休暇を取得しやすい環境を整えるため，各種休暇制度の周知や職員の意識改革を図ります。 | 総務課 |

## 基本的施策（3）男性の家庭生活への参画を促進

| 具体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）男性の働き方を見直し，家事，育児及び介護など家庭生活や地域活動への参画を支援します。 | －家庭生活や地域活動への男性の参画を支援します。 | 健康福祉課 |
| （2）家庭生活や地域活動への男性の参画が重要であることの啓発を行 います。 | －講座などを通じて，家庭生活や地域活動への参画が重要であること の啓発を行います。 | 生涯学習課 |


| 異体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :--- | :--- | :--- |
| （3）家庭生活への積極的な参加を促 <br> 進するため講座などを男性向けの講座などを催しま <br> す。開催しま <br> す。 | 生涯学習課 |  |
| （4）男性の家庭生活への参画を促す <br> 特別企画講座開催します。 | •父子で参加できる特別講座等を <br> 開催します。 | 中央公民館 |

## 施策の方向 2．育児の環境整備

市民意識調査では，女性は「出産•育児」「結婚」を理由に退職している状況が明らかにな っています。働く女性が復職•再就職する際に必要な支援としては，男女とも「短時間労働や フレックスタイムなどの柔軟に働きやすい勤務体制」次いで「保育サービスの整備•充実」の割合が高くなっています。

男女がともに家庭生活と職業生活を両立していくことができるように，子育て支援の充実 と地域ぐるみで子育てを支えていける環境づくりを促進します。

女性の出産•育児に伴う離職は，大きな社会的損失となっており，これを解消し女性の社会的な活躍の場を広げていくため，育児環境の整備に努めます。

## 基本的施策（1）子育て支援の充実

| 具体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）児童センター，放課後児童クラ ブの整備充実を進めます。 | －児童館 2 カ所に児童センターを設置し，地域児童に開放します。母親クラブ等の育成を助長しま す。 | 社会福祉課 |
|  | －放課後児童クラブを8 カ所に設置し，放課後，土曜日，長期休暇中 の学童保育を実施します。 | 社会福祉課 |
| （2）特別保育事業の充実を図りま す。 | －保育促進事業として，延長保育，障がい児保育，保育園運営費補助，休日保育を実施します。 | 社会福祉課 |
| （3）企業内保育所の設置促進を図り ます。 | －企業主導型により企業所内保育所を開設していきます。 | 社会福祉課 |


\left.| 具体的施策 | 事業内容 |
| :--- | :--- | :--- |$\right]$ 担当課


| 具体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :---: | :---: | :---: |
| ⑨預かり保育を実施します。 | －市立幼稚園において預かり保育 を実施します。 | 学校教育課 |
| （10）固定的な役割分担意識を是正 し，男女平等の理念の浸透を図る ための啓発を行います。 | －講座などを通じて，固定的な役割分担意識を是正し，男女平等の理念の浸透を図るための啓発を行い ます。 | 生涯学習課 |

## 基本的施策（2）地域での子育て支援の促進

| 具体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）放課後子ども教室の活動を通 じ，地域の大人と子どもの交流を推進します。 | －小学校等の空き教室等を活用し て地域ボランティアが子育てを支援します。 | 生涯学習課 |
| （2）青少年健全育成市民会議の各地区の活動により，青少年の健全育成を推進します。 | －地区の育成活動及び育成団体に対し補助金と奨励金を交付しま す。 | 生涯学習課 |
| （3）各地区で行っている青少年育成活動などを，広報紙を通じて広く市民に伝えます。 | －各地区で行っている育成活動を，広報紙を通じて広く市民に伝えま す。 | 生涯学習課 |
| （4）男性の家庭生活への参画を促す特別企画講座を開催します。 | －父子で参加できる特別企画展を企画，開催します。 | 中央公民館 |

## 施策の方向 3．介護支援の充実

市民意識調査では，女性は「出産•育児」「結婚」を理由に退職している状況が明らかにな っています。また，同じ調査で，自宅で介護する場合，女性は「自分」を主な介護の担い手と答えた割合が $83.1 \%$ で最も多く，男性は「自分の配偶者」が介護の担い手と答えた割合が $35.1 \%$ で一番多い現状です。少子高齢化，核家族化が進行する中で介護の問題は働き続けて いく上で大きな問題です。女性に依存しがちな介護の軽減を図り，家庭と仕事の両立ができ るよう介護サービスの充実と，環境づくりを促進します。

## 基本的施策（1）介護支援の充実

| 具体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :---: | :---: | :---: |
| ①介護支援についての情報の提供 に努めます。 | －出前講座などで市民への介護保険の情報提供に努めます。 | 健康福祉課 |
| （2）介護に関する相談窓口を設置し ます | －地域包括支援センターを設置し，介護相談の窓口とします。 | 健康福祉課 |
| （3）介護保険における居宅サービス の充実を図ります。 | －ホームヘルプサービス・訪問入浴介護等），施設サービス（介護老人福祉施設•介護老人保健施設等）に おけるサービスを実施します。 | 健康福祉課 |
| （4）介護保険外の介護支援サービス の充実を図ります。 | －紙おむつ給付事業，布団丸洗い乾燥サービス事業，緊急通報体制を整備し事業を実施します。 | 健康福祉課 |

※詳しくは「第八期相馬市高齢者福祉計画•第八期相馬市介護保険事業計画」による。


## 基本目標 IV

## 人権が擁護され健やかにすごせる社会づくり

配偶者や恋人などからの身体的•精神的暴力（DV），性暴力，セクシャル・ハラスメン トは重大な人権侵害であり，多くの場合女性が被害者となっています。これらの暴力は家庭•社会生活における男性優位の意識や経済格差など社会の構造に根差したものであり，多くは個人的な問題として表に出ることがありません。特に最近では，新型コロナウイル ス感染症の感染拡大に伴い，社会における様々な不安が増大する中，DV の増加や深刻化 が縣念されています。これらの問題を社会的問題と認識し，男女間のあらゆる暴力を根絶 し，性差別や暴力を許さない社会の実現に努めなければなりません。

日本の平均寿命は男女とも世界的に高く，このままの状態が進むと 2025 年（令和7年）には，高齢化率が $30 \%$ に達すると見込まれます。高齢になっても心身ともに健康で あることは，活力ある社会づくりには欠かせない要素です。人権が擁護され健やかにすご せる社会の実現のため，あらゆるライフステージに応じた健康づくりを全市民挙げて進め る必要があります。

## －総人口の推移



資料：総務省「国勢調査」，相馬市より

## －年齢別人口構成の推移（人口ピラミッド）




資料：相馬市「相馬市人口ビジョン」

## －合計特殊出生率の推移



資料：人口動態保健所市町村別統計より
注：合計特殊出生率とは，15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので，1 人の女性が一生の間に産む子どもの数を表します。

## 施策の方向 1．男女間のあらゆる暴力の根絶

市民意識調査では，DV を「受けたことはあるが，誰にも相談しなかった」割合は，「受け たことがあり，誰かに相談した」割合より男女とも高くなっています。また，相談しなかった理由として「自分さえ我慢すればなんとかなると思った」「相談するほどのことではないと思 った」が男女とも高い結果となっています。また，新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴 う生活不安やストレスから DV の増加や深刻化が縣念されています。あらゆる暴力の根絶に向けたさらなる取り組みや，被害者支援の強化も重要な視点となっています。

男女が互いの人権を尊重しあい，対等な関係が築けるよう関係機関と連携し，男女間のあ らゆる暴力の根絶に向けた意識づくりの推進や，被害者のための相談体制の充実を図ります。

## 基本的施策（1）男女間の暴力根絶のための相談•支援推進

| 具体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）男女間の暴力についての相談体制の充実を図り関係機関との連携 を深めます。 | －DV相談公口を設置し，相談内容 に応じて弁護士相談也県保健事務所，女性センター等と連携して対応していきます。 | 相馬愛育園 |
| （2）家庭内暴力や性暴力，性犯罪防止の対策を推進します。 | －家庭児童相談室を設置し，家庭内暴力や性暴力，性犯罪防止のため，県児童相談所等と連携していきま す。 | 相馬愛育園 |
| ③市民相談窓口を設置します。 | －市民相談窓口を設置します。 | 生活環境課 |
| （4）女性の人権保護を含む人権擁護 の啓発を推進します。 | －関係機関と連携し，人権の花運動 など人権擁護の啓発活動を行いま す。 | 市民課 |
|  | －関係機関と連携し，DV防止のポ スターを掲示するなど啓発に努め ます。 | 相馬愛育園 |
| （5）人権相談会を関係機関と協力し て開催します。 | －関係機関と協力し，人権相談会を開催します。 | 市民課 |
| （6）市民に対し情報の提供に努めま す。 | －広報紙やホームページなどを活用し，DV相談公口や他相談機関 を周知していきます。 | 相馬愛育園 |

## 施策の方向 2．生涯にわたる健康づくりの促進

生涯にわたって健康で快適な生活を送ることができるように，生きがいづくりやライフス テージに合わせた心身の健康支援の充実を図ります。特に，女性は，娃娠•出産，女性特有の疾病などに留意する必要があり，性と生殖に関する健康•権利（リプロダクティブ・ヘルス／ ライツ）の概念を広く周知し，男女が共にパートナーを尊重する意識の醸成を目指します。

また，福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線被ばくの影響は，これまでの内部被ばく検査や外部被ばく測定結果により健康に影響がないしべルであることがわかっています。し かしながら，市民の皆さんの不安解消を図っていくためには，正確な情報を放射線教育や相馬市ホームページ等による情報提供を通じて発信していく必要があります。

## －相馬市の高齢化率の推移


（単位：人•\％）

|  | 総人口 | 65 歳以上人口 |  | 65～74 歳 |  | 75 歳以上 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 刘絲人口比率 |  | 刘絞人口比率 |  | 刘総入口比率 |
| 昭和60年 | 39，346 | 5，085 | 12．9\％ | 3，210 | 8．2\％ | 1，875 | 4．8\％ |
| 平成 2 年 | 39，134 | 6，092 | 15．6\％ | 3，679 | 9．4\％ | 2，413 | 6．2\％ |
| 平成 7 年 | 39，449 | 7，397 | 18．8\％ | 4，512 | 11．4\％ | 2，885 | 7．3\％ |
| 平成12年 | 38，842 | 8，495 | 21．9\％ | 4，956 | 12．8\％ | 3，539 | 9．1\％ |
| 平成17年 | 39，242 | 9，246 | 23．6\％ | 4，735 | 12．1\％ | 4，511 | 11．5\％ |
| 平成22年 | 38，121 | 9，573 | 25．1\％ | 4，298 | 11．3\％ | 5，275 | 13．8\％ |
| 平成27年 | 35，965 | 10，193 | 28．3\％ | 4，898 | 13．6\％ | 5，295 | 14．7\％ |
| 令和 2 年 | 34，400 | 10，783 | 31．3\％ | 5，402 | 15．7\％ | 5，381 | 15．6\％ |

資料：相馬市住民基本台帳人口より

## 基本的施策（1）健康づくりの普及，啓発の推進

| 具体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）生涯にわたる健康を支援しま す。 | －ふくしま県民カードを活用し，健康的な生活習慣のきっかけづくり を行います。 | 保健センター |
| （2）母子保健対策事業としての母親学級，父親学級，両親学級，乳幼児健診の充実を図ります。 | －乳幼児健康診査を実施します。 | 保健センター |
|  | －乳幼児相談会を開催します。（発達相談会，言語相談会） | 保健センター |
|  | －母親教室（両親教室）を実施しま す。 | 保健センター |
| （3）放射線に対する不安解消のた め，放射線教育や相馬市ホームペ ージ等による情報提供を通じて正確な情報を発信していきます。 | －放射線に関する Q\＆A の掲載を広報そうまで継続します。 | 放射能対策室 |
|  | －内部，外部被ばく測定結果や放射線に関する情報を市ホームページ で掲載します。 | 放射能対策室 |
|  | －出前講座等による放射能教育を行います。 | 放射能対策室 |
| （4）内部被ばく検査として，ホール ボディカウンターによる放射線被 ばくの測定を行い，実態の把握並 びに健康調査及び指導を実施しま す。 | －就学前以外の市民を対象に放射線被ばくの測定を行います。 | 保健センター |
|  | －健康管理と健康維持のため，実態 の把握に努め，健康調査及び指導 を実施します。 | 保健センター |
| （5）高齢者が暮らしやすい環境の整備促進を図ります。 | －第八期相馬市高齢者福祉計画•第八期相馬市介護保険事業計画を推進します。 | 健康福祉課 |
| ⑥高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図ります。 | －第八期相馬市高齢者福祉計画•第八期相馬市介護保険事業計画を推進します。 | 健康福祉課 |


| 具体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :---: | :---: | :---: |
| （7）障がい発生の予防，早期発見，早期治療を確立するため，相談•指導 するとともに関係情報の提供の充実を図ります。 | 新生児聴覚検査事業を実施しま す。 | 保健センター |
|  | －関係機関と連携して障がい児巡回相談支援事業を実施します。 | 健康福祉課 |
| 8社会参加を促進するため，スポ一ツやレクリエーション，文化活動を通して，交流の輪を広げ，積極的に参加できる支援の充実を図り ます。 | －高齢者体育大会や手話及び点訳奉仕員養成講座を実施します。 | 健康福祉課 |
|  | －市民が参加できるスポーツ大会 や美術展覧会等を開催します。 | 生涯学習課 |
|  | －各公民館の活動をとおして，仲間 づくりや社会参加の機会を提供 し，健康づくりの普及と啓発を行 います。 | 中央公民館 |
| （9）障がい者や高齢者の視点に立っ たやさしいまちづくりやユ二バー サルデザイン＊化の推進に努めま す。 | －講演会や出前講座等を行い，障が いや障がい者に対する理解促進や こころのバリアフリーに努めま す。 | 健康福祉課 |
|  | －点訳サークル「てんとうむし」を支援します。 | 図書館 |
|  | －高齢者や目の不自由な方が利用 できるよう，大活字本や点字図書 の収集•提供を行います。 | 図書館 |

※ユニバーサルデザイン
高齢であることや障がいの有無などにかかわらず，すべての人が使いやすいように製品•建物•環境などをデザインすること。


## 基本目標 V

## 防災•災害復興における男女共同参画の推進

防災分野における女性の参画推進を図るため，地域の防災に関する施策•方針決定過程 への女性の参画を進め，男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立させる取り組み が必要です。

また，災害からの復興においては，多様な意見を施策•方針に反映し，復興の担い手と しての女性の活躍と，復興への取り組みに男女が共にバランスよく参画できる環境を作っ ていくことが大切です。

## 施策の方向 1．男女共同参画の視点に立った防災•災害復興体制の確立

近年，全国で多発する大雨災害や地震などの災害への備えや対策として，防災•復興に対す る関心が高まっています。

東日本大震災の経験から，災害時には，家庭的責任が女性に集中しやすいことや，避難所生活において男女の二ーズの違いがみられることなどが明らかになりました。また，災害時の不安やストレスが女性に対する暴力を誘発することも懸念されます。男女の二ーズの違いや多様な背景を持つ人々の二ーズを把握し，それぞれの視点に配慮した避難所の運営や防災の取組みを進めていくことが必要です。防災分野における女性の参画を進め，男女共同参画の視点に立った防災体制の確立に努めます。

また，災害復興の過程で多様な意見を反映した取り組みを進めるために，復興の担い手と しての女性が活躍できる環境づくり，さらには災害復興における地域活動等に男女がともに参画できる環境づくりに努めます。

## 基本的施策（1）防災分野における女性の参画の推進

| 具体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :---: | :---: | :---: |
| ①防災における施策•方針決定過程への女性の参画を推進します。 | －地域防災計画や災害時の避難所運営において，女性への配慮など の男女共同参画の視点が反映され るよう，施策•方針決定過程への女性の参画を継続します。 | 地域防災刘策室社会福祉課健康福祉課 |
| （2）防災分野における女性団体の育成と支援を推進します。 | －女性消防隊へ補助金を交付し，活動を支援します。 | 地域防災対策室 |

## 基本的施策

 （2）災害復興における男女共同参画の推進| 貝体的施策 | 事業内容 | 担当課 |
| :--- | :--- | :--- |
| （1）災害復興における施策•方針決 | •男女共同参画の視点に立ち，復興 |  |
| 定過程への女企画政策課 |  |  |
| します。委員の登用を促進 | にかかる施策•方針決定過程への |  |
|  | 女性委員の参画を進めるため，各 <br> 団体への働きかけなどを行いま <br> す。 |  |
|  |  |  |



## 第4章 計画の推進

本計画を推進していくためには，市民と行政のパートナーシップのもとに，男女平等の理念が地域に浸透してくような取組みが必要です。

そのため，市民参加による「相馬市男女共同参画プラン推進会議」を開催し市民の意見を聴取するとともに，庁内に「相馬市男女共同参画プラン推進庁内連絡会議」を組織し，市民の理解と協力のもと，国，県，関係団体等との連携を図りながら計画を推進します。

## 市民参加による「相馬市男女共同参画プラン推進会議」 を開催し，市民と行政が一体となった男女共同参画事業を展開していきます。

庁内に「相馬市男女共同参画プラン庁内連絡会議」を組織し，全庁的な取組みを進めていきます。

## 国や県，関係団体等と積極的に連携を図っていきます。

## 資米斗編

- 相馬市男女共同参画プラン推進会議設置要綱••••••••••••P37
- 相馬市男女共同参画プラン推進庁内連絡会議設置要綱••••P38
- 男女共同参画社会基本法－．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．P40
- 男女共同参画政策のあゆみ（年表）．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 44
- 市民の男女共同参画意識調査（R2）抜粋 $\cdot$ ．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．P50
- 相馬市男女共同参画プラン推進会議委員名簿－$\cdot$ ．．．．．．．．．．．．P57


## 相馬市男女共同参画プラン推進会議設置要綱

（平成14年9月10日教委訓令第4号）
（設置）
第1条 本市における相馬市男女共同参画プランについて，広く市民から意見を徴して総合的推進 に資するため，相馬市男女共同参画プラン推進会議（以下「推進会議」といら。）を設置する。
（所掌事務）
第2条 推進会議の所掌事務は，次のとおりとする。
一 相馬市男女共同参画プランの推進に関すること。
二 その他目的を達成するために必要な事項
（組織）
第3条 推進会議は，委員15人以内をもつて組織し，委員は，市長が委嘱する。
（任期）
第4条 委員の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。
2 委員が欠けたときは，補欠委員を置くことができる。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第5条 推進会議に会長及び副会長1人を置く。
2 会長及び副会長は委員の互選とする。
3 会長は，推進会議を代表し，会務を総理する。
4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときは，その職務を代理する。
（会議）
第6条 推進会議は，会長が招集し，会長が推進会議の議長となる。ただし，最初に行われる推進会議は，市長が招集する。
2 会長は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。
（報償金）
第7条 委員には，予算の範囲内で報償金を交付する。
（費用弁償）
第8条 委員が公務のため旅行した時は，費用弁償として，相馬市職員等の旅費に関する条例（昭和41年相馬市条例第15号）に規定する職員の旅費相当額を支給する。
（庶務）
第9条 推進会議の庶務は，教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課において処理する。
（委任）
第10条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が定める。
附 則
この要綱は，平成15年4月1日から施行する。
附 則（平成23年教育委員会訓令第1号）
この要綱は，公布の日から施行する。

## 相馬市男女共同参画プラン推進庁内連絡会議設置要綱

（平成14年9月10日教委訓令第5号）
（設置）
第1条 本市における男女共同参画社会の形成をめざした計画の総合的推進を図るため，相馬市男女共同参画プラン推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置
する。
（所掌事務）
第2条 連絡会議の所掌事務は，次のとおりとする。
一 相馬市男女共同参画プランの推進に関すること。
二 その他男女共同参画社会の形成に関し，必要と認められること。
（組織）
第3条 連絡会議に，委員長，副委員長及び委員を置く。
2 委員長は，教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課長の職にある者をもつて充てる。
3 副委員長は，教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課生涯学習課長補佐の職にある者をもつ て充てる。
4 委員は，別表に掲げる職にある者をもつて充てる。ただし，別表に掲げる職にある者が複数の場合 は，当該職にある者の所属長が指名する者とする。
（委員長及び副委員長）
第4条 委員長は，連絡会議を代表し，会務を総理する。
2 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代理する。 （会議）
第5条 連絡会議は，委員長が招集し，委員長が会議の議長となる。
2 委員長は，必要に応じ関係者の出席を求め，意見又は説明を求めることができる。
（庶務）
第6条 連絡会議の庶務は，教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課において処理する。
（委任）
第7条 この要綱に定めるもののほか，連絡会議の運営に関し必要な事項は，委員長が定める。
附 則
この訓令は，平成15年4月1日から施行する。
この訓令は，平成16年4月1日から施行する。
この訓令は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

| 職 | 名 職 |
| :--- | :--- |
| 総務課主幹または課長補佐 | 保健センター次長 |
| 地域防災対策室長補佐 | 農林水産課主幹または課長補佐 |
| 財政課主幹または課長補佐 | 商工観光課主幹または課長補佐 |
| 税務課主幹または課長補佐 | 都市整備課主幹または課長補佐 |
| 秘書課主幹または課長補佐 | 土本課主幹または課長補佐 |
| 企画政策課主幹または課長補佐 | 高速道路推進室長補佐 |
| 情報政策課主幹または課長補佐 | 建築課主幹または課長補佐 |
| 市民課主幹または課長補佐 | 下水道課主幹または課長補佐 |
| 保険年金課主幹または課長補佐 | 会計課主幹または課長補佐 |
| 生活環境課主幹または課長補佐 | 議会事務局次長 |
| 社会福社課主幹または課長補佐 | 教育委員会事務局総務課主幹または課長補 |
| 佐 |  |
| 健康福祉課主幹または課長補佐 | 教育委員会事務局学校教育課主幹または課 <br> 長補佐 <br> 愛育園次長 <br> 中央公民館主幹または館長補佐 <br> 農業委員会事務局次長 |

## 男女共同参画社会基本法

（平成11年6月23日 法律第78号）

我が国においては，日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がらたわれ，男女平等の実現に向け た様々な取組が，国際社会における取組とも連動しつつ，着実に進められてきたが，なお一層の努力が必要とされている。
一方，少子高齢化の進展，国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応 していく上で，男女が，互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い，性別にかかわりなく，その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は，緊要な課題となっている。 このような状況にかんがみ，男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け，社会のあらゆる分野において，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。
ここに，男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し，将来に向か って国，地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため，この法律を制定する。

## 第1章 総則

（目的）
第1条 この法律は，男女の人権が尊重され， かつ，社会経済情勢の変化に対応できる豊か で活力ある社会を実現することの緊要性にかん がみ，男女共同参画社会の形成に関し，基本理念を定め，並びに国，地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本とな る事項を定めることにより，男女共同参画社会 の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。
（定義）
第2条 この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによ る。
一 男女共同参画社会の形成 男女が，社会 の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会 が確保され，もつて男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することがで き，かつ，共に責任を担うべき社会を形成するこ とをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会 に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供することをいら。
（男女の人権の尊重）
第3条 男女共同参画社会の形成は，男女の個人としての尊厳が重んぜられること，男女が性別による差別的取扱いを受けないこと，男女が個人として能力を発揮する機会が確保されるこ と，その他の男女の人権が尊重されることを旨と して，行われなければならない。
（社会における制度又は慣行についての配慮）
第4条 男女共同参画社会の形成に当たつて は，社会における制度又は慣行が，性別による固定的な役割分担等を反映して，男女の社会 における活動の選択に対して中立でない影響 を及ぼすことにより，男女共同参画社会の形成 を阻害する要因となるおそれがあることにかん がみ，社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響を できる限り中立なものとするように配慮されなけ ればならない。
（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は，男女が，社会の対等な構成員として，国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会 が確保されることを旨として，行われなければな らない。
（家庭生活における活動と他の活動の両立）第6条 男女共同参画社会の形成は，家族を構成する男女が，相互の協力と社会の支援の下 に，子の養育，家族の介護その他の家庭生活 における活動について家族の一員としての役割 を円滑に果たし，かつ，当該活動以外の活動を行らことができるようにすることを旨として，行わ れなければならない。

## （国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有している ことにかんがみ，男女共同参画社会の形成は，国際的協調の下に行われなければならない。 （国の責務）
第8条 国は，第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念
（以下「基本理念」といら。）にのっとり，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定 し，及び実施する責務を有する（地方公共団体 の責務）
第9条 地方公共団体は，基本理念にのっとり，男女共同参画社会の形成の促進に関し，国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し，及 び実施する責務を有する。
（国民の責務）
第10条 国民は，職域，学校，地域，家庭そ
の他の社会のあらゆる分野において，基本理念 にのっとり，男女共同参画社会の形成に寄与す るように努めなければならない。
（法制上の措置等）
第11条 政府は，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制

上又は財政上の措置その他の措置を講じなけ ればならない。
（年次報告等）
第12条 政府は，毎年，国会に，男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について の報告を提出しなければならない。
2 政府は，毎年，前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとす る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し，これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関 する基本的施策

（男女共同参画基本計画）
第13条 政府は，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進 を図るため，男女共同参画社会の形成の促進 に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」といら。）を定めなければならない。
2男女共同参画基本計画は，次に掲げる事項 について定めるものとする。
一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱二 前号に掲げるもののほか，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3 内閣総理大臣は，男女共同参画会議の意見 を聴いて，男女共同参画基本計画の案を作成 し，閣議の決定を求めなければならない。
4 内閣総理大臣は，前項の規定による閣議の決定があったときは，遅滞なく，男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
5 前2項の規定は，男女共同参画基本計画の変更について準用する。
（都道府県男女共同参画計画等）
第14条 都道府県は，男女共同参画基本計画 を勘案して，当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に ついての基本的な計画（以下「都道府県男女共

同参画計画」という。）を定めなければならない。 2 都道府県男女共同参画計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。
一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか，都道府県の区域 における男女共同参画社会の形成の促進に関 する施策を総合的かつ計画的に推進するため に必要な事項

3 市町村は，男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して，当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画 （以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
4 都道府県又は市町村は，都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定 め，又は変更したときは，遅滞なく，これを公表 しなければならない。
（施策の策定等に当たつての配慮）
第15条 国及び地方公共団体は，男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し，及び実施するに当たつては，男女共同参画社会の形成に配慮しなければならな い。
（国民の理解を深めるための措置）
第16条 国及び地方公共団体は，広報活動等 を通じて，基本理念に関する国民の理解を深め るよう適切な措置を講じなければならない。 （苦情の処理等）
第17条 国は，政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済 を図るために必要な措置を講じなければならな い。
（調査研究）
第18条 国は，社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関 する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
（国際的協調のための措置）
第19条 国は，男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため，外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑 な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）第20条 国は，地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため，情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるも のとする。

## 第3章 男女共同参画会議

## （設置）

第21条 内閣府に，男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

## （所掌事務）

第22条 会議は，次に掲げる事務をつかさどる。一 男女共同参画基本計画に関し，第13条第3項に規定する事項を処理すること。
二 前号に掲げるもののほか，内閣総理大臣
臣又は関係各大臣の諮問に応じ，男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針，基本的な政策及び重要事項を調査審議するこ と。
三 前2号に規定する事項に関し，調査審議し，必要があると認めるときは，内閣総理大臣及び関係各大臣に対し，意見を述べること。
四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し，及び政府の施策が男女共同参画社会の形成 に及ぼす影響を調査し，必要があると認めると

きは，内閣総理大臣及び関係各大臣に対し，意見を述べること。

## （組織）

第23条 会議は，議長及び議員 24 人以内を もつて組織する。
（議長）
第24条 議長は，内閣官房長官をもって充て る。
2 議長は，会務を総理する。
（議員）
第25条 議員は，次に掲げる者をもつて充て る。
一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちか
ら，内閣総理大臣が指定する者
二男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから，内閣総理大臣が任命する者
2 前項第 2 号の議員の数は，同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならな い。
3 第1項第2号の議員の亏ち，男女のいずれか一方の議員の数は，同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。 4 第 1 項第 2 号の議員は，非常勤とする。
（議員の任期）
第26条 前条第1項第2号の議員の任期は，2年とする。ただし，補欠の議員の任期は，前任者の残任期間とする。
2 前条第 1 項第 2 号の議員は，再任されること ができる。
（資料提出の要求等）
第27条 会議は，その所掌事務を遂行するため に必要があると認めるときは，関係行政機関の長に対し，監視又は調査に必要な資料その他 の資料の提出，意見の開陳，説明その他必要 な協力を求めることができる。
2 会議は，その所掌事務を遂行するために特

に必要があると認めるときは，前項に規定する者以外の者に対しても，必要な協力を依頼する ことができる。
（政令への委任）
第28条 この章に定めるもののほか，会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は，政令で定める。

## 附 則 抄

（平成11年6月23日法律第78号）
（施行期日）
第1条 この法律は，公布の日から施行する。
（男女共同参画審議会設置法の廃止）
第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は，廃止する。

## 附 則 抄

（平成11年7月16日法律第102号）
（施行期日）
第1条 この法律は，内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。

## 附 則 抄

（平成11年12月22日法律第160号）
（施行期日）
第1条この法律（中略）は，平成13年1月6日 から施行する。

## 男女共同参画政策の取り組み

計画策定の背景として，国内外の男女共同参画に関わる法制度や社会の動きについて，主 なものを年表で掲載しています。

| 年 | 世界の動き | 日本の動き | 福島県 | 相馬市 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} 1946 \\ (\text { 昭和 } 21 \text { ) } \end{gathered}$ | －婦人の地位委員会 を設置 |  |  |  |
| $\begin{gathered} 1975 \\ (\text { 昭和 } 50 \text { ) } \end{gathered}$ | - 国際婦人年を宣言 <br> - 国際婦人年世界会議を開催（メキシコ シティ） <br> －世界行動計画を採択 | －婦人問題企画推進本部 を設置（総理府） |  |  |
| $1976$ <br> （昭和51） |  | －民法の一部改正（離婚時 の氏継続使用可能に） |  |  |
| $\begin{gathered} 1977 \\ (\text { 昭和 } 52 \text { ) } \end{gathered}$ |  | －国内行動計画を策定 |  |  |
| $\begin{gathered} 1978 \\ (\text { 昭和 } 53 \text { ) } \end{gathered}$ |  |  | －生活福祉部青少年課を，生活福祉部青少年婦人課と改組 <br> －婦人関係行政連絡会議を設置 | －民生部生活環境課内に婦人行政窓口を設置 |
| $\begin{gathered} 1979 \\ (\text { 昭和 } 54 \text { ) } \end{gathered}$ | －国連総会女子に対 <br> するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）を採択 |  | －婦人問題懇話会 を設置 <br> －婦人の意識調査 を実施 |  |
| $\begin{gathered} 1980 \\ (\text { 昭和 } 55 \text { ) } \end{gathered}$ | －国連婦人の十年中間年世界会議（コペン ハーゲン） | －女子差別撤廃条約へ署名 <br> －民法の一部改正（配偶者相続分の引き上げ） |  |  |
| $\begin{gathered} 1981 \\ (\text { 昭和 } 56 \text { ) } \end{gathered}$ | －女子差別撤廃条約 が発効 | －国内行動計画後期重点目標を策定 | －婦人問題協議会 を設置 <br> －婦人問題につい ての意見具申 |  |


| 年 | 世界の動き | 日本の動き | 福島県 | 相馬市 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} 1983 \\ (\text { 昭和 } 58 \text { ) } \end{gathered}$ |  |  | －婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画を策定 <br> －婦人問題推進会議を設置 |  |
| $1984$ <br> （昭和59） |  | －国籍法の改正（父系優先主義から父母両系主義へ） |  |  |
| $\begin{gathered} 1985 \\ (\text { 昭和 } 60 \text { ) } \end{gathered}$ | －国際婦人の十年世界会議の開催（ナイロ ビ） <br> 婦人の地位向上のた めのナイロビ将来戦略の採択 | －女子差別撤廃条約に批准 <br> －男女雇用機会均等法の制定 <br> －国民年金法の改正（女性の年金権の保証） | －福島県婦人計画細目を策定 <br> －福島県婦人団体連絡協議会を結成 （24 団体） |  |
| $\begin{gathered} 1987 \\ (\text { 昭和 } 62 \text { ) } \end{gathered}$ |  | －西暦2000年に向け ての新国内行動計画を策定 | －婦人の地位と福 <br> 祉の向上のための <br> 福島県計画見直し |  |
| $\begin{gathered} 1988 \\ (\text { 昭和 } 63 \text { ) } \end{gathered}$ |  | －動労基準法の改正 | －婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画の改訂 |  |
| 1989 <br> （平成元） |  | －学習指導要領の改正（家庭科の男女必修など） |  |  |
| $\begin{aligned} & 1991 \\ & \text { (平成 3 ) } \end{aligned}$ |  | －西暦2000年に向け ての新国内行動計画第一次改定 <br> －育児休業法の成立 | －生活福社部青少 <br> 年婦人課内に婦人 <br> 行政係を設置 <br> －婦人問題企画推 <br> 進会議と名称変更 |  |
| 1993 <br> （平成 5 ） | －国連総会女性に対 する暴力の撤廃に関 する宣言採択 | －パートタイム労働法の成立 | －ふくしま新世紀女性プランを策定 |  |
| 1994 <br> （平成 6 ） | －国際人口•開発会議の開催 | －男女共同参画審議会の設置 <br> －男女共同参画推進本部 の設置 | －ふくしま新世紀女性プランの施行 <br> －生活福社部青少年婦人課から生活環境部青少年女性課内に女性政策室 を設置 |  |


| 年 | 世界の動き | 日本の動き | 福島県 | 相馬市 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & 1995 \\ & \text { (平成 } 7 \text { ) } \end{aligned}$ | －第4回世界女性会議を開催（北京会議） <br> －北京宣言と行動綱領を採択 | 育児休業法の改正（介護休業） <br> －IL0156号条約に批准 （家族的責任を有する労働者の機会等の均等） | - 女性総合センタ <br> - （仮称）基本構想の策定 |  |
| $\begin{aligned} & 1996 \\ & (\text { 平成 } 8 \text { ) } \end{aligned}$ |  | －北京宣言及び行動綱領 に対応した新しい行動計画として男女共同参画2 000 年プランを策定 | - 女性総合センタ <br> - （仮称）基本計画の策定 | －民生部生活環境課内に女性行政室を設置 |
| $\begin{aligned} & 1997 \\ & \text { (平成 } 9 \text { ) } \end{aligned}$ |  | －男女雇用機会均等法の改正（努力義務から法的義務へ） <br> - 労働基準法の改正 <br> - 育児•介護休業法の改正 <br> －改正介護保険法の成立 | －福島県女性史の刊行 |  |
| $\begin{gathered} 1999 \\ (\text { 平成 } 11 \text { ) } \end{gathered}$ |  | －男女共同参画社会基本法の施行 <br> －改正男女雇用機会均等法の施行 |  |  |
| $\begin{gathered} 2000 \\ \text { (平成 } 12 \text { ) } \end{gathered}$ | －国連特別総会女性 2000 年会議の開催 $\left(\Xi_{1}-\exists-\eta\right)$ <br> 女性に対する暴力に対処する法律の整備 や，女性に差別的な条項撤廃のための法律見直しなどの政治宣言等を採択 | －男女共同参画基本計画 を策定 <br> －ストーカー行為の規制等に関する法律の施行 | －男女共生センタ一を二本松市に開館 |  |
| $\begin{gathered} 20001 \\ (\text { 平成 } 133 \text { ) } \end{gathered}$ |  | －男女共同参画会議－男女共同参画局の設置（内閣府） <br> －配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関 する法律（DV 防止法）の一部施行 | －ふくしま男女共同参画プラン <br> （H13－22）を施行 <br> －県民生活課人 <br> 権•男女共同参画 <br> グループの設置 | －教育委員会生涯学習部生涯学習課に女性行政に関する事務 を移管 <br> －相馬市男女共同参画推進プラン策定会議を設置 <br> －男女共同参画に関 するアンケートの実施 |


| 年 | 世界の動き | 日本の動き | 福島県 | 相馬市 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} 2002 \\ (\text { 平成 } 14 \text { ) } \end{gathered}$ |  | －配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律（DV防止法）の完全施行 | －福島県男女平等 を実現し男女が個人として尊重され る社会を形成する ための男女共同参画の推進に関する条例を施行 <br> －男女共同参画審議会の設置 | －男女共同参画プラン冊子編集委員会を開催 <br> －そうま男女共生プラン <br> 21 （H15－19）を策定 |
| $\begin{gathered} 2003 \\ (\text { 平成 } 15 \text { ) } \end{gathered}$ |  | －男女共同参画社会の将来像検討会の開催 <br> －次世代育成支援対策推進法の成立 | －県民環境総務領域人権男女共生グ ループに改変 | －相馬市男女共同参画プ ラン推進会議及び相馬市男女共同参画プラン推進庁内連絡会議を設置 |
| $\begin{gathered} 2004 \\ \text { (平成 } 16 \text { ) } \end{gathered}$ |  | －DV 防止法の一部改正 （被害者の子への接近禁止命令等） |  |  |
| $\begin{gathered} 2005 \\ (\text { 平成 } 17 \text { ) } \end{gathered}$ | －第49回国連婦人 <br> の地位委員会を開催 （ニュ－ヨーク） <br> 北京宣言及び行動綱領の完全実施に取り組むための宣言を採択 | －第 2 次男女共同参画基本計画を策定 | －ふくしま男女共同参画プラン （H18－22）を改定 －男女共同参画推進本部を設置 |  |
| $\begin{gathered} 2006 \\ (\text { 平成 } 18 \text { ) } \end{gathered}$ |  | －男女雇用機会均等法 の改正（性別による差別の禁止等） |  |  |
| $\begin{gathered} 2007 \\ (\text { 平成 } 19 \text { ) } \end{gathered}$ |  | －パートタイム労働法及 び DV 防止法の一部改正 <br> （電話等を禁止する保護命令の追加等） <br> －使徒と生活の調和憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針を策定 |  |  |


| 年 | 世界の動き | 日本の動き | 福島県 | 相馬市 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} 2008 \\ (\text { 平成 } 20 \text { ) } \end{gathered}$ |  | －次世代育成支援対策推進法の一部改正 <br> －改正 DV 防止法の施行 | －生活環境部人権男女共生課を設置 |  |
| $\begin{gathered} 2009 \\ (\text { 平成 } 21 \text { ) } \end{gathered}$ |  | - 育児•介護休業法の <br> - 部改正（子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化等） <br> －DV 相談ナビの開始 | －ふくしま男女共同参画プラン（H22－26）の を策定改定 |  |
| $\begin{gathered} 2010 \\ (\text { 平成 } 22 \text { ) } \end{gathered}$ | －第 54 回国連婦人の地位委員会を開催（ニ ューヨーク） <br> 北京宣言及び行動綱領 を再確認し，国連やN GOの貢献強化等の宣言を採択 | －第 3 次男女共同参画基本計画を策定 |  |  |
| $\begin{gathered} 2012 \\ (\text { 平成 } 24 \text { ) } \end{gathered}$ | －第 56 回国連婦人の地位委員会を開催東日本大震災の経験等 を共有し，より女性に配慮した災害への取り組みを促進するため，自然災害におけるジェ ンダー平等と女性のエ ンパワーメント決議を採択 | －「女性の活躍による経済活性化行動計画～働く「なでしこ」大作戦～を策定 | －生活環境部人権男女共生課と青少年育成室 を生活環境部青少年•男女共生課に改編 －ふくしま男女共同参画プラン（H25－32）を改定 | －そうま男女共生プラ ン21（H25－28）を改訂 |
| $\begin{gathered} 2013 \\ (\text { 平成 } 25 \text { ) } \end{gathered}$ |  | －男女共同参画の視点 からの防災•復興の取 り組み指針の策定 <br> －DV 防止法の改正 |  |  |
| $\begin{gathered} 2014 \\ (\text { 平成 } 26 \text { ) } \end{gathered}$ | －第 58 回国連婦人の地位委員会を開催自然災害におけるジェ ンダー平等と女性のエ ンパワーメント決議を採択 |  |  |  |


| 年 | 世界の動き | 日本の動き | 福島県 | 相馬市 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} 2015 \\ (\text { 平成 } 27 \text { ) } \end{gathered}$ | －持続可能な開発のた めの 2030 アジェンダ （SDGs）を国連が採択 <br> －第 59 回国連婦人の地位委員会（北京 ＋20）を開催（ニュー ヨーク） | －女性の職業生活にお ける活躍の推進に関す る法律の施行 <br> －第 4 次男女共同参画基本計画を策定 | －生活環境部青少年 •男女共生課を男女共生課に改編 |  |
| $\begin{gathered} 2016 \\ (\text { 平成 } 28 \text { ) } \end{gathered}$ |  | －女性の職業生活にお ける活躍の推進に関す る法律の全面施行 <br> －男女雇用機会均等法 の改正 <br> －育児•介護休業法の改正 | －ふくしま男女共同参画プラン（H29－R2）の を改定 | －そうま男女共生プラ ン2 1 （H29－33）を改定 |
| $\begin{gathered} 2017 \\ (\text { 平成 } 29 \text { ) } \end{gathered}$ |  | －働き方改革実行計画 を決定 |  |  |
| $\begin{gathered} 2018 \\ (\text { 平成 } 30 \text { ) } \end{gathered}$ |  | －政治分野における男女共同参画の推進に関 する法律の成立 <br> －働き方改革を推進す るための関係法律の整備に関する法律の成立 |  |  |
| 2019 <br> （令和1） |  | －女性の職業生活にお ける活躍の推進に関す る法律等の改正 |  |  |
| $2020$ <br> （令和2） |  | －第 5 次男女共同参画基本計画を策定 |  | －市民の男女共同参画意識調査の実施 |
| 2021 <br> （令和3） |  | －政治分野における男女共同参画の推進に関 する法律の改正 |  |  |
| 2022 <br> （令和 4 ） |  |  | －ふくしま男女共同参画プラン（R4－12）の を改定 | －そうま男女共生プラ <br> ン2 1 （R4－8）を改定 |

## 【女性及び男性の生き方として望ましいと思うもの】



「女性の生き方」については，『家庭生活や地域活動，仕事を同じように両立させる』の割合が男女とも最も高く，次いで『仕事にも携わるが，家庭生活や地域活動を優先させる』が高くなっ ている。


「男性の生き方」についても『家庭生活や地域活動，仕事も同じように両立させる』の割合が男女とも最も高いが，次いで多いのが『家庭生活や地域活動にも携わるが，あくまで仕事を優先 させる』である。


「進路指導や職業教育について，男女問わず，生徒個人の希望と能力を重視する』がもつとも高く （64．4\％），次いで「特別活動やクラブ活動などの役割分担について，男女問わず，生徒個人の能力を重視する」（61．7\％）となっている。

## 【女性が活躍するために必要なもの】



女性が活躍するために必要なこととしては，「育児•介護等との両立について職場の支援制度が整っていること」が53．4\％と最も高く，次いで「職場の上司•同僚が，女性が働くことについて理解があること」が $38.1 \%$ ，「長時間労働の必要がないこと，勤務時間が柔軟であること」，「仕事が適正に評価されていること」が $32.7 \%$ ，「企業のトップが女性の活躍促進に積極的で あること」が19．0\％と続いている。

## 【働く女性が，出産•育児の際に望ましい選択】



男女とも「職場の支援制度（育児休暇等）を活用して仕事を継続する」が8割を超えている。

## 【復職•再就職する際に必要な支援】



復職•再就職する際に必要な支援としては，「短時間労働やフレックスタイムなどの柔軟に働き やすい勤務体制」が男女とも最も高い。
「短時間労働やフレックスタイムなどの柔軟に働きやすい勤務体制」と回答した割合は，男性よ り女性のほうが高い（男性41．7，女性55．6\％）。

## 【リーダー・管理職になりたいと思うか】



『なりたいと』回答した割合は，女性より男性のほうが高い。『できることならなりたくない』の割合は女性が $31.9 \%$ ，男性が 38.5 パーセント。『なりたくない』の割合は女性が33．2\％，男性が $18.0 \%$ 。

## 【なりたいと思う理由】



『責任を持った仕事がしたい』と回答した割合は女性より男性の方が高く，『能力やスキル を思う存分活かしたい』と回答した割合は男性より女性の方が高い。

## 【なりたくないと思う理由】



『責任を持ちたくない』，『人間関係で苦労したくない』，と回答した割合は女性より男性の方が高く，『能力やスキルが十分でない』と回答した割合は，男性より女性のほうが高い。

## 【自宅で介護する場合の主な担い手】



「主に自分が介護する（している）」と回答した割合は，女性の方が高く（男性31．2\％，女性 $83.1 \%$ ），「主に自分の配偶者が介護する（している）」と回答した割合は，男性の方が高い （男性35．1\％，女性4．5\％）。

## 【DV行為について】



## 【相談しなかった理由】



DV行為を受けたことはあるが，誰にも相談しなかった理由は「自分さえ我慢すればなんとかなると思った」
「相談するほどのことではないと思った」割合が男女とも高く，それぞれ（男性40．0\％，女性26．3\％）。

## 相馬市男女共同参画プラン推進会議委員名簿（敬称略）

令和 3 年 4 月 1 日現在

|  | 役 名 | 氏 名 |  | 所属団 体 等 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 委員長 | 上田 | 佳 子 | 相馬地区保護司会相馬支部 |
| 2 | 副委員長 | 武 者 | 寿 美 子 | 相馬市女性団体連絡会 |
| 3 | 委 員 | 山 本 | 留 美 子 | 相 馬 市 社 会 福 祉 協議 会 |
| 4 | 委 員 | 千 田 | 祥 子 | ふくしま未来農業協同組合 |
| 5 | 委 員 | 荒 井 | 美 紀 子 | 相馬市民生児童委員協議会 |
| 6 | 委 員 | 小 野 | 芳－ | 相 馬 青 年 会 議 所 |
| 7 | 委 員 | 森 | 陽 子 | 相 馬 商 工 会 議 所 |
| 8 | 委 員 | 大 内 | 宏 子 | 相馬市女性団体連絡会 |
| 9 | 委 員 | 旗 野 | 礼 子 | 相馬市立小中学校長会 |
| 10 | 委 員 | 松 崎 | 充 枝 | 公 募 |
| 11 | 委 員 | 鈴 木 | 幸 美 | 公 募 |
| 12 | 委 員 | 池 田 | 浩 子 | 公 募 |

（任期：令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

## そうま男女共生プラン 21

第4次相馬市男女共同参画プラン

## 令和 4 年 4 月発行

発行 相馬市
編集 相馬市教育委員会生涯学習部生涯学習課
〒976－8601 相馬市中村字北町63番地の3


